

登記事項証明書について知ろう(その1)

企業の営業活動では、ある企業と新規で取引を行うとき、あるいは継続して取引をするときに、その企業が信用を与えるに足るのか、日々、判断を迫られます。この判断をするためには、日頃からの情報収集が必要不可欠であり、その1つのツールとして、法務局で管理されている登記事項証明書があります。

Q (1) 登記事項証明書とはなんですか？

A 法務局では、会社法の規定により、会社に関する一定の事項を記載した登記簿が管理されており、手数料を支払うことによって、登記簿に記録されている事項を証明した書面（登記事項証明書。登記簿謄本とも呼ばれます）を発行してもらうことができます。いわば、企業の戸籍のようなもので、会社ごとに作成されています。

Q (2) 登記事項証明書にはどのような種類があるのですか？

A 登記事項証明書には以下の3種類があります。

- ① 現在事項証明書
登記事項を申請した時点において、商号・本店・役員等の現に効力を有している登記事項を記載した証明書です。
- ② 履歴事項証明書
現在有効な登記事項だけではなく、その企業の今までの登記履歴も記載した証明書です。商号の変更や、本店の移転などの履歴が記載されており、抹消された項目は下線が引かれて表示されます。
- ③ 閉鎖事項証明書
会社が清算終了し消滅した場合や、本店移転により管轄法務局が変更した場合の移転元の管轄法務局では、登記簿が閉鎖されます。この閉鎖された登記事項を記載した証明書です。

また、②の履歴事項証明書は、法務局のコンピューター化以後の情報しか記録されていないので、コンピューター化以前の情報を入手したい場合にも、閉鎖事項証明書を取得します。

Q (3) 3種類の証明書のうち、どれを取ればよいのですか？

A

まずは『履歴事項証明書』を取得してください。

取引先の信用判断を行う場合には、企業の過去の情報も非常に重要になります。取引先からのヒアリング内容やホームページ、パンフレットに掲載されている沿革と比較することで、虚偽や不自然な動きを検知できる可能性があります。

詳しく調査したい場合は、『閉鎖事項証明書』を取るとなおよいでしょう

Q (4) 登記事項証明書はどのように入手すればよいのですか？

A

法務局に出向いて入手するのが、最もオーソドックスな入手方法です。どの法務局でも、全国各地の企業について登記事項証明書を取得することができます。正確な所在地などが不明でも、実際に出向いてみればわかることもあります。

備え付けの申請用紙に必要事項を書き込み、必要な額の収入印紙（1通600円、ただし1通の枚数が50枚を越えると枚数加算があります）を貼り、窓口へ提出してください。

また、郵送や、インターネットを利用したオンラインでも請求することができます。

Q (5) インターネットで簡単に登記情報を調べられると聞いたのですが？

A

一般財団法人民事法務協会が運営する『登記情報提供サービス』を利用してパソコン等から登記情報を有料で確認できます（1通334円）。法務局に出向くことなく登記情報を確認でき、1件あたりの単価も安価ですので、時間とコストの節約となります。

ただし、このサービスで確認した登記情報をプリントアウトしたものには、取得した日時は記載されますが、登記官による認証文はなく、登記事項証明書のように法的な証明力はありません。

詳しくは司法書士にご相談ください